

令和 3 年度生活交通改善事業計画について

1 計画概要

(1) 計画策定の目的

- 国土交通省では、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための支援として、「地域公共交通バリア解消促進等事業」を実施
- 同事業では、バス事業者が行うノンステップバスの導入や、タクシー事業者が行うユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入について、国から補助金を交付
- バス事業者及びタクシー事業者が、同事業による補助を申請するにあたっては、補助申請を行う取組について、地域公共交通会議が策定する「生活交通改善事業計画（以下「本計画」という。）」に記載されていることを要件として義務付け
- したがって、本市においても、地域公共交通会議にて本計画の策定を行っているもの

(2) 計画策定の方法

- 本会議の分科会を設置し、本計画策定に係る調査審議事務を分科会に付託
(川崎市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 1 項)
- バス事業とタクシー事業に分けて 2 つの分科会を設置し、本計画策定に係る調査、審議を実施の上、毎年度計画を策定
- 具体的には、バス事業では「ノンステップバス導入促進事業計画」、タクシー事業では「ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業計画」の合計 2 つの計画を策定
- 策定結果については、分科会から本会議に報告を行うこととなっている
(川崎市地域公共交通会議分科会設置要領第 2 条)

2 令和 3 年度の計画内容

- 令和 3 年 5 月にバス分科会及びタクシー分科会を書面開催し、分科会の決議を経て、令和 3 年度の計画を策定
- 主な内容は、次のとおり

計 画 名	主 な 内 容
令和 3 年度 川崎市ノンステップバス導入 促進事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバス導入率は約 80%の整備目標を実現しているが、導入率を段階的に上げ、更なる推進に取り組む。 令和 3 年度は、<u>28 台</u>の導入を計画
令和 3 年度 川崎市ユニバーサルデザイン タクシー等導入促進事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度までに市内の法人タクシー総台数の約 25%を UDタクシーとすることを目標とする。 令和 3 年度は、<u>59 台</u>の導入を計画

(参考) 令和 2 年度の導入状況 (計画台数及び導入台数には、同型車両の買替も含む)

	令和 2 年度 計画台数	令和 2 年度 導入台数	令和 2 年度末時点 導入台数・率	令和元年度末時点 導入台数・率
ノンステップバス	56 台	16 台	698 台 (89.7%)	727 台 (90.2%)
UDタクシー	105 台	33 台	207 台 (14.3%)	174 台 (12.1%)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和3年5月31日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（バス部門））
（代表者名）会長 定山 武史

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和3年度 川崎市ノンステップバス導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢社会の進展などによる社会的ニーズの変化にあわせて、平成30年3月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいノンステップバス車両の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、導入促進を図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

川崎市全域において、ノンステップバスの比率は、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約80%の整備目標を実現しているが、導入率を段階的に上げ、更なる推進に取り組む。

（2）事業の効果

ノンステップバスを導入し、高齢者や障害者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）【川崎市合計】ノンステップバスの導入 28台

・ノンステップバスの導入 大型 16台：川崎市交通局

・ノンステップバスの導入 大型 12台：川崎鶴見臨港バス株式会社

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）
各社ともに 身体：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割
知的：普通旅客運賃 5割、定期旅客運賃 3割
精神：普通旅客運賃 設定なし、定期旅客運賃 設定なし

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉

事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。

令和3年3月31日現在

事業者名	車両数(台)			総数
	ノンステップ	ワンステップ	リフト付き	
交通局	315	17	0	332
	94.9%	5.1%	0.0%	
小田急バス	100	0	0	100
	100%	0%	0%	
東急バス	54	30	0	84
	64.3%	35.7%	0.0%	
臨港バス	229	33	0	262
	87.4%	12.6%	0.0%	
川崎市合計	698	80	0	778
	89.7%	10.3%	0.0%	

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和3年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップ バスの導入	865,000 千円	0 千円	0 千円	0 千円	865,000 千円
	100%	0%	0%	0%	0%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(——)で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入												

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会
(地域公共交通バリア解消促進等事業(バス部門)) 設立
- ・令和2年6月16日(第1回) 令和2年度事業計画について合意
- ・令和3年2月3日(第2回) 令和元年度事業評価について合意
- ・令和3年5月31日(第1回) 令和3年度事業計画について合意

8. 利用者等の意見の反映

川崎市地域公共交通会議分科会(バス部門)の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県バス協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会(利用者代表)

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 川崎市川崎区宮本町1番地

(所属) 川崎市まちづくり局交通政策室

(氏名) 小部、神川

(電話) 044-200-2717

(e-mail) 50kousei@city.kawasaki.jp

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和3年5月31日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））
（代表者名）会長 定山 武史

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和3年度 川崎市ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢者社会の進展などによる社会的ニーズの変化に合わせて、平成25年3月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）等の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、普及促進を早期に図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

川崎市内の法人タクシー総台数において、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約25%をUDタクシーとすることを目標とする。

（2）事業の効果

UDタクシー等を導入することにより、車いす利用者等の移動への負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、これまで自家用車で送迎されていた車いす利用者などがUDタクシー等の利用に移行することも見込まれることから、公共交通利用者の増加が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

【川崎市合計】

UDタクシー（スロープ車両）の導入59台

- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（1台）：(株)今井運送
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（2台）：新興タクシー(株)、京浜交通(株)、川崎交通産業(株)、高砂交通(株)、ワールド交通(株)、多摩田園タクシー(株)、東栄興業(株)
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（3台）：神奈川都市交通(株)、ひまわり交通(株)
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（4台）：日本交通横浜(株)、コスモ交通(株)
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（5台）：(株)八重洲タクシー、富士電物流(株)
- ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（10台）：平和交通(株)、川崎タクシー(株)

福祉タクシー（リフト車両）の導入4台

- ・福祉タクシー（リフト車両）の導入（1台）：日本交通横浜(株)、高砂交通(株)
- ・福祉タクシー（リフト車両）の導入（2台）：(株)セブン

(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 例)・各社ともに身体1割引、知的1割引、精神1割引

(2) 関連事項（以下、〈 〉 内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域に指定（平成27年8月1日）

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和3年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー等 導入促進事業	210,730千円	38,000千円	0千円	0千円	172,730千円
	100%	18.03%	0%	0%	81.97%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UD タクシー等 導入促進事業												

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））設立
- ・令和2年12月14日（第2回）分科会文書協議、令和2年度計画について変更合意
- ・令和2年2月3日（第3回）分科会文書協議、令和元年度事業評価について合意
- ・令和3年5月31日（第1回）分科会文書協議、令和3年度計画について合意

8. 利用者等の意見の反映

川崎市地域公共交通会議分科会（タクシー部門）の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県タクシー協会川崎支部、神奈川県個人タクシー協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会（利用者代表）、日本福祉医療輸送機構

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 川崎市川崎区宮本町1番地
 （所 属） 川崎市まちづくり局交通政策室
 （氏 名） 小部、神川
 （電 話） 044-200-2717
 （e-mail） 50kousei@city.kawasaki.jp

タクシー?
バス?

新しい“乗合い”です

「乗りたい場所」と「降りたい場所」を自由に選ぶだけ。
新たな移動体験を! 駅へ、バス停へ、お買い物にぜひご利用ください!

対象エリア

赤枠の区域内
のどこでも好きな場所①～⑦
の地点

または 赤枠の区域内限定の移動



※ご予約された方以外はご乗車できません
 ※聖マリアンナ病院へは、生田駅よりバスへ乗継
 ※市立多摩病院へは、生田駅・中野島駅より電車へ乗継

利用方法
(事前予約制)0120-603-060
(平日8:00～16:00)

または

Android/iPhone
アプリから ※入手方法は裏面へ

●2/21より受付開始 ●ご利用の直前～2週間先の予定まで予約可能です(往復同時予約可)

実施期間

2022年
2/28 ～ 4/28

運行時間

平日
8:30～15:30

運賃

大人、乳児、小人、一律
1回300円/人(現金のみ利用可)

2022.2/21～25(8:30～15:30)は、無料でお試し利用できます!



2/28よりご乗車先着1,000名に
生田駅周辺のお店で利用できる100円割引券をプレゼント!

“乗合い”とは?

ご利用者様からのアプリ・電話を通じた予約内容に応じて、随時経路を変えながら運行します。提供エリア内であれば、お客様が指定した出発地・到着地で乗降することができます。

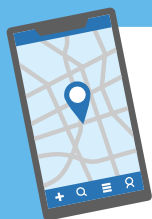


このステッカーがついた車両が目印です!



お迎えの車両について

スマホアプリのダウンロード



Androidアプリは左のQRコードよりダウンロードしてください。iPhoneアプリのダウンロードおよびアプリの使用方法・サービス内容は、下記Webサイトをご確認ください。

ご利用についての 注意事項

- ・ 乗降場所の双方を ① ~ ⑦ にはできません。乗降のいずれかを赤枠エリア内としてください
- ・ 特定乗降場所でも停留所などは設置されておりません。**お迎えの車両を見つけてください。**
- ・ 自宅前であっても呼び鈴等での呼び出しはいたしません。**必ず屋外でお待ちください。**
- ・ お時間になりましたら、**ご乗車になられていなくても出発いたします。**
- ・ 原則、予約した場所以外での乗り降りにはできません。
- ・ 交通事情等により、予定時刻より遅れる場合がございます。
- ・ 運賃は大人・乳児・小人など区別なく**一律、1回300円/人**になります。
- ・ 遅延による返金等はいたしません。
- ・ キャンセルは電話もしくはスマホアプリから実施してください。

本サービスに関する詳しい情報は、WEBページをご覧ください

<https://maas-ctc.jp>



実施主体



伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

運行

生田交通株式会社

協力

生田山の手自治会(交通問題推進協議会)

実験関連のお問い合わせ

MAIL: ikuta-support@maas-ctc.jp

予約関連のお問い合わせ

TEL: 0120-603-060